## 小規模企業共済 災害時貸付の概要

## 1. 対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法が適用された災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.又は2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会等から受けていること。

要件

- 1. 被災区域内の事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること
- 2. 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること

## 2. 借入条件

借	入
限	度額

原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額

借入利率

年0.9%(令和7年11月20日時点)

借入期間

借入金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月

償還方法

6ヵ月ごとの元金均等割賦償還

担保、保証人

不要

## 3. 手続き方法

取扱期間:災害発生の日から 6ヵ月以内

借入窓口

商工組合中央金庫 本・支店で、原則、即日貸付が可能

※借入窓口を商工中金以外に登録している場合、借入窓口を商工中金に変更 する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。ご注意ください。

必要書類等

- ①被災したことを証明する資料(市町村が発行する罹災証明書、商工会等から確認を受けた被災証明願(所定様式)等)
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物(共済契約者の氏名及び共済契約者番号がわかるもの)
- ③実印、印鑑証明書(3ヵ月以内発行の原本)、④本人確認資料、⑤収入印紙

問い合わせ先のこのこと

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室

050-5541-7171 (平日:午前9時から午後5時)